

特別養護老人ホーム シーサイドホーム桂浜 ご利用料金について（令和4年10月1日～）

		要介護3	要介護4	要介護5
月 総 額	第1段階（生活保護等）	0円	0円	0円
	第2段階	55,283円	57,853円	60,386円
	第3段階①	63,083円	65,389円	68,186円
	第3段階②	84,383円	86,953円	89,486円
	第4段階	101,483円	104,053円	106,586円

※30日/月、自己負担1割の場合で計算しております。

※別途、療養食加算、外泊加算、看取り介護加算などが発生することがあります。

※初期加算は、入所30日以降は加算されません。

※各段階の要件につきましては下段の表を参考にしてください。

※第1段階の方でも境界層の場合などお支払いが発生する方もいらっしゃいます。

上記の利用料金自己負担額表のとおり、ご利用者様の要介護度に応じた施設サービス費と、各種加算、食費・居住費についての自己負担額をお支払いいただきます。

〔利用料金自己負担額表：1日あたりの金額〕

※施設サービス費各種加算につきましては介護保険負担割合1割を基準に単価を計算しています。

2割負担の方は2倍してお考えください。

要介護度		要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		712円	780円	847円
各 種 加 算 に つ い て	初期加算	30円（入所日から30日間、またはひと月を超える入院後の再入所時も30日間加算されます。）		
	日常生活継続支援加算	36円		
	夜勤職員配置加算	28円		
	看護体制加算	19円		
	栄養マネジメント加算	11円		
	個別機能訓練加算	12円		
	自立支援促進加算	300円（ひと月に一回の加算になります。）		
	科学的介護推進体制加算	40円（ひと月に一回の加算になります。）		
	介護職員処遇改善加算	施設サービス費＋各種加算の合計に対して、1000分の83の割合をかけた金額が加算されます。		
	介護職員等特定処遇改善加算	施設サービス費＋各種加算の合計に対して、1000分の27の割合をかけた金額が加算されます。		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設サービス費＋各種加算の合計に対して、1000分の16の割合をかけた金額が加算されます。		

■療養食加算（6円/1食）が加算される場合があります。

医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算します。

■看取り介護加算が加算される場合があります。

医師が終末期と判断したご利用者様に対し、看取りに対する指針のもと、本人又は代理人等の同意を得て看取り介護を行った場合、亡くなられた日は1280円、その前日及び前々日は680円、その前4日から30日は144円、31日から45日前までの加算が発生します。

■入院時又は外泊時の費用が加算される場合があります。

入院や外泊をされた場合で施設に在所していない日であっても、入院又は外泊の翌日から6日間は、1日につき246円をお支払いいただきます。（尚、月をまたいで連続した入院の場合は、最長12日間が加算の対象となります。）

■居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減される場合があります。

負担限度額は利用者負担段階ごとに定められています。判定基準項目・段階は下記の通り。

- （1）本人及び同一世帯の方の前年の所得
- （2）配偶者（別世帯も含む）の住民税課税状況
- （3）預貯金等合計額（単身者1,000万円以下・配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下）

食 費	第1段階（市町村民税世帯非課税：老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）	300円
	第2段階（市町村民税世帯非課税：合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方）	390円
	第3段階①（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額80万円超120万円以下の方）	650円
	第3段階②（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額120万円超の方）	1,360円
	第4段階（上記以外の方は、食費は基準費用額となります。）	1,445円
居 住 費	第1段階（市町村民税世帯非課税：老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）	0円
	第2段階（市町村民税世帯非課税：合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方）	370円
	第3段階①（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額80万円超120万円以下の方）	370円
	第3段階②（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額120万円超の方）	370円
	第4段階（上記以外の方は、居住費は基準費用額となります。）	855円